

令和7年度 神奈川県高等学校奨学金 奨学生募集案内（概要版）

学資の援助を必要とする生徒に奨学金の貸付けを行う制度です。（将来返還が必要・無利息）

奨学生の募集概要は次のとおりです。詳しい内容は募集案内（詳細版）をご覧ください。
なお、令和7年度に以下のとおり制度改正を行いました。

令和7年度制度改正内容

① 年収要件の撤廃

令和6年度までは応募要件として年収要件を設けていましたが、令和7年度より年収要件を撤廃しました。これにより、これまで学資の援助を必要としながらも年収要件により貸付けを受けられなかった方も貸付けを受けることが可能になります。

② 様式の改正

願書に奨学金の貸与を希望する理由の記入欄を設ける等の様式改正を行いました。

募集概要

1 申込みができる生徒

次のいずれかの区分に該当し、学資の援助を必要としている生徒で、学校長が推薦する生徒が申込みできます。

※ 高等学校等を卒業又は修了した方は応募することができません。ただし、高等学校等を卒業又は修了した後引き続き専攻科又は別科に進学した方は除きます。

※ 原級留置となった学年に在籍する方又はそれに準ずる方は応募することができません。ただし、特別の事情があると認められる方は除きます。

※ 区分は、申込み時点の状況で決定され、貸付決定通知書に記載されます。

区分1：第一種奨学金

（条件を満たせば卒業時の免除を受けることができます。）

<要件>

県内に住所を有し、県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する生徒であること。

※ この第一種奨学金の区分で貸付けが決定された方のうち、

ア 保護者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が85,500円未満であるときは、**免除条件を満たすことにより半額の免除を受けることができます。**

イ 保護者の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であるとき又は生活保護を受給しているときは、**免除条件を満たすことにより全額の免除を受けることができます。**

※ 保護者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が85,500円以上であるときは、卒業時の免除はありません。

区分2：第二種奨学金

（卒業時の免除はありません。）

<要件>

① 保護者が県内に住所を有すること（生徒本人は学校の寮など県外在住でも可）。

② 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒であること（県外の高等学校等でも可）。

2 申込み

- 定期採用の募集は令和7年4月に受け付けますが、**学校への申込み期限は、在学する学校ごとに異なります**ので、学校の担当者へお問合せください。
- 随時採用の募集は令和8年1月末まで受け付けます。年度の途中で貸付けが必要になった場合は、学校の担当者へお申し込みください。
- 連帯保証人を原則2人立てていただく必要があります。

3 貸付月額

学年及び学校区分により申込みができる基本月額が異なります。

学年	学校区分	基本月額 (円)					加算額 (円) ※	最大貸付 月額(円)
1年生 (新入生に限る)	国公立	10,000	20,000	30,000				30,000
	私立	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000		50,000
上記以外の生徒	国公立	10,000	20,000				10,000	30,000
	私立	10,000	20,000	30,000	40,000		10,000	50,000

※ 貸付月額の加算（1年生（新入生）以外が対象）

国公立 20,000 円、私立 40,000 円では必要な学資を賄えない場合に、その事情等を記載した書類を提出することにより、基本月額に 10,000 円を加算することができます。

4 返還について

返還方法や返還の猶予申請等の詳細は、高等学校等卒業時に配布される「奨学金返還の手引」で確認できます。

(1) 返還の開始

返還は、高等学校等を卒業した年の 10 月から始まります。次の(2)の返還の猶予の手続きをしない場合は、7月頃に「返還開始のお知らせ」を送付しますので、その案内に沿って必要な手続きをしてください。

(2) 返還の猶予

進学等の理由がある場合、返還の開始時期を遅らせることができます。（申請が必要）

(3) 返還の免除

ア 卒業時の免除（貸付決定通知書に免除対象である旨が記載された年度に限る。）

＜区分1：第一種奨学金＞での貸付けが決定された方のうち、免除対象となっている場合で、成績、功績又は資格取得の要件を満たした場合に貸付金の返還が半額又は全額免除されます。手続きは学校が行い、卒業後に神奈川県教育委員会で決定します。

イ 卒業後の免除（令和7年度に貸付けを受けたすべての奨学生が対象）

高等学校等卒業後に、免除となる職（介護福祉士、看護師、保健師又は助産師）として県内の施設で勤務した場合、その勤務期間と同じ期間分の貸付金の返還が半額免除されます（返還猶予、返還免除の手続きを適切に行っていない場合は、免除が受けられなくなることがありますのでご注意ください。）。

5 問合せ・申込み先

在学中は、**在学している高等学校等の奨学金担当者へ申し込んでください**。また、在学中の住所変更や辞退等の手続きは学校を経由して行います。